

ものをどう位置づけるのか議論して整理する必要があると思います。

それから今村先生のお話で、中央集権的統制主義から地方分権的規範主義へという問題が出ましたが、これは確かにそうなんですが、本当に農林省が狙っているのは、そんなに違うてはいるのかという感じもするんです。いろいろあちこちで揺さぶられながら、どうも手法が変わっただけではないか。つまり本当の日本の農業をどうするかとすることが変わったというよりも、従来のやり方では出来ないからこんどは別のやり方でやるというように、やり方が変わっただけではないのか。しかし狙う所はそんなど大きくなっているんじゃないじゃないという感じもします。その辺りをお聞きしたい。

司会（高山隆二） それでは討論をはじめます。どなたか口火をきってください。

高橋明善 宿題委員でもありますから最初に発言させていただきます。農政の歴史的过程についてですが、自由民権運動と村落とか、農民一揆と村落ということは、村研の研究課題としては大変大切だと思います。けれども農政を越えて広がるわけですね。ここまで広げると農政といふ

それから農政についてもう一つ、われわれは今度農政をテーマにするわけですが、普通の町村段階の地方財政を見ますと、農道費の地元負担は十五%位のもので、むしろ社会教育が今密接にからんでいますから多少そういう関係も見ておく必要があるのでないかという感じがします。高橋正郎 農民一揆をなぜ挙たかということは、前回には出ていなかったんですが、村落が農政の仕組みを変えるバイタリティがあるのかないのかという議論がありましたので、それを考えてみると少なくとも表だって抵抗したのは、農民一揆時代の事ではなかつたかと思われます。村落を基礎にして一揆が行なわれたというのが、かなり一般的なものだというように聞いていますが、その辺に原点みたいなものがないかという気持ちで私は見ていたわけです。

今農政ということよりも、村落における自己主張みたいなものをやつてのけたという、その辺の評価はいろいろあるかと思いますが、そ

ういう意味でひとつそういう報告があつてもおもしろいのではないかということです。当時は必ずしも内部の対立関係は、それほどシビアではなくたかもしぬないけれど、原点みたいなものではないかという意見なんです。

今村 これは農政全部にかけたつもりで言ったのではありません。農政の全体にたとえば農業の財政、つまり財政金融政策がありますが、これが全部変ったわけでもない、それから価格政策や生産政策についても変ったわけでもありません。ただ土地問題だけは、今までのシステムではもう処理しきれなくなつた。悪く言えば、村に責任をとらせるという形で逃げざるを得なくなつたということで、行政介入をいくらやっても容易ではなくなっています。

農政の体系そのものが全部変つたというわけではありません。だから補助金というのは、ある意味でまだ中央集権的ですよね。ただその辺をどういうふうに考えたらいいか難しいんですけれども、土地問題については、そういう手しかない。そういう枠組をつくるしかないという感じがしているんですね。

高橋正郎 今村さんのお話を伺つて非常に興味を覚えましたのは、集団栽培の位置付けが大局的には二つの生産力が展開の危機だったという点です。それに関連して考えてみると、今の農政もやはりその二つの道があるんじやないか。要するに農地の流動化、これは国で考えているのは全国型の流動化でしょう。そして流動化による中核農家の育成というのは、個別主義ですね。これが一つの柱になっています。ところがそうではなくて地元から出でてきている集団的土地利用というのは、別の集団

意識的な、あるいは地方区的な農地の集積化です。その二つの道が依然としてあるんじゃないかなと思うんですね。

今村 それは僕もそう思うんですが。だから集団栽培を始めた西尾さんがいつも強調することだけれども、つまり集団栽培という考え方の原則はこれからますます重要だということです。一見集団栽培ということを否定するように農政がとりあげなくとも、今日の土地の有効利用とか転作をとってみても、結局もう集団栽培をやるというのが原則ですよ。

それでさき程の磯辺さんの言っておられることで非常に感銘を受けたというのは、簡単に書いておられるけれども、つまり労働結合をベースにおいた集団栽培ということです。機械が改良されると効率化する、そうすると土地の結合団体を変えなくてはならないというように否定ではなくて、その上に重ねながらという発想だと思うんですけれども。

高橋正郎 二つの道というのは、どちらかといえば第一次農構以降の場合、下からの盛り上りのうえに乗つたものではなくて、一つのパターンに入つたようなセット主義で押して來たわけですね。今もそういった内発的な生産力に基づきられた、とくに土地利用型の生産力に位置づけられた動きと、政策で考えている中核農家育成論との二つの道として指定できるのではないか。

今村 最後のところで私が言つたのは、そういう主旨なんです。

高橋正郎 そこでその二つの道というふうに考えていて、政策での地域主義への転換というものが果してどうなのかどうかという質問のお答

今村 そういう枠組みを受け身ではなくて、どういうように主体的に作

り上げていくかということでしか地域農業の生産力発展は出来ないのでないか。だから農政が何かやってくれれば受け身というような発想では、もうとでもできない問題なんですね。

**高橋正郎** そうするとこの原理の転換というのは政策の原理の転換ではないんですね。

**今村** 枠組みの転換ということです。だからそれをどういうふうに主体的にやるかということ、つまり償行をベースにしながら新しい規範をつくっていく以外に事実の問題としてできないのではないか。農政を論ずるときに、片方で主体形成がどうなのかという問題を常にやらないと全体としての政策論にならないのではないかと思うんです。

**高橋正郎** しかしこういった方向に向かわざるを得なくなつたという政策の反省があることは否定できないと思います。しかしその反省が実は

基本法農政では、土地利用型農業における展開というものについて失敗であったということが評価できるのではないかと思うんですがね。やはり、土地問題に触れるを得ないということ、あるいは水田農業に触れるを得ないということは、村落に基礎づけられた生産力の構造みたいなものにならざるを得ない。それを無視した経済効率化ということの政策展開の失敗ということとも言えるんじゃないかな。

**今村** 僕は全部は分らないんですが、たとえば一次構でパイロット事業が確か七個ありました。その痕跡を今日も残しているのは、知つてゐる限りでは一つしかなく、三重県玉城町の立田だけなんです。優秀だといわれた頸城や寝屋川など随分あったのが、痕跡さえもないですね。一次構を実施し農林省が拠点といつたいくつかのところがどうなった

のか実態をトレースし、それで農政批判をきちっと歴史的に位置づけないとだめだろうと思っています。立田は現況がありますから、昭和四十年、四十八年、五十五年の三度悉皆調査をやりましたが、二十年の変化を総括しようと思っています。痕跡のないところはどうしようもないが、なぜ消えたのかということ、つまり一次構で政策的に考えた生産の形成が不毛であったということをトレースし、それに対してもう一つ言えば集団栽培が違つた次元でどう生きているのかという対抗関係を明らかにするのが、三十年代から四十年代の前半にかけての政策論のひとつ決め手かなと思つています。容易ではないからまだやつていなんですがね。そういうなかで、四十年代に出てきた農地管理事業団法案が実体的にどういう意味をもつたかというのは、まだ全然はつきり分らない。法案の議論だけですからね。

**司会** それでは少し議論を進めていきたいと思います。今村さんから村落とは何か、ということで、とくに現段階についてお話をあつたわけでございますが、その村落の機能というところで、①地域農業資源の維持管理機能、②（小農の）農業生産補完機能、③（生活面の）相互扶助機能という形でお出しになりましたが、そのあとの時期区分と何らかの対応関係といいますか連関させてお考えになつておられるんでしょうか。

それからもうひとつは、後の方で公平原理が出てきます。この公平原理の問題と村落の問題がどういう形で関係するのかという点についてお話し願いたい。

**今村** そういう対応関係を考えなくてはならんということに気がつきましたところで、今まであまり考えてこなかつた状態ですから先になつて

機会があつたら。あるいはもう昔さんそんなことはとっくに分かっているんだつたら教えていただきたいんですがね。

たとえば恐慌のとき、つまり農業経済更生運動のときに、相互扶助機能をめぐってどのような具体的な指導をされたかというようなことをまだ調べてないんですね。一般的には農林省の経済更生部が出していはる資料などでは、そういうようなことをイデオロギー面から家だと両親だとか、子どもはどういうふうに働きだとかいろいろ教育面にも入ってきますね。そして隣り近所を大事にしろという隣保共助の精神にどんどん入ってきますね。それで経済更生運動時代には、補助金はそう出すのではなくて自力更生ですからね。だからできるだけこういうのを強調した方がいいわけですね。生産補完機能もできるだけいろいろいっていますよね。

それから地域資源については、維持管理だけではなくて、もっと有効利用したらどうだというふうなことをいっている。補助金は少ししか出さないけれども、それを契機にして何かやれと言われていますよね。それが新農村といふのは、総合的な問題まで、あるいは生産過程まで入らないものですから、実際問題としては薄いんですね。だから一種のばらまきなんです。

それで問題になつてくるのは、いろいろの時代に全部集落というのは問題になるんですけども、一次構でも結局集落をベースに事業をやるわけですね。ただ取り上げたひとつひとつについては、この点どうかとなると非常に困っているんですね。私はそれを切り離して、たとえば戦後だけとつて三十年のある集落というものの共通的な変化は一体何なの

かという、そこから発想していかないんですね。まだ、いま言われた対応関係というものを詰めて考えておらないのですから。

司会 そういう形で対応関係としてある面のどのテーマを重視して村と関係していたのかということについて私たちも十分に整理していないが、十分考えてみなければならない点だと思って質問したわけでございます。

さらに、集落における農業生産補完機能ということばで一括してでてきましたが、そこの中へ信用の問題と流通の問題ではどこに重点がおかれているのかということがあります。いわゆる生産という言葉で大体カバーされているけれども、やはり共同組合とか共同施設というなかで流通過程の方に重点をおいた問題がでてきて、流通という形で他の村落が対応していくなければならないような、単に生産実行組合だけの問題ではないことがあります。それから農政と村落の対応関係を考えていいくような場合でも、信用金融問題をどう位置づけながら考えていくか、そういう形で整理してみなければならないことを今日の報告を受けて感じましたので質問したわけです。

今村 おっしゃる通りです。

司会 それに公平原理の問題はいかがですか。

今村 その前に私が事実弱つたのは、集落と村落ということについて、研究会のテーマが村落ということを大分考えたんではあります。つまり集落だと基礎集落だとあるんですが、村落になると共存ですね。両方の重なり、連合体みたいなね。そういうことから考えるともう少し広がりますね。いまおっしゃったような流通だとか産業組合だとか、あるいは役場行政なども係わってきますね。集落だけだと広がりがないです

からそこまでいかないですね。

東　　それと関連して、そういった農政の実施区分とイデオロギーという観点からみて、そのイデオロギーは当然主体があるわけですから、その主体と集落、ないしは村落というふうな仕分けをした場合に、お二人の報告者からそれぞれの区分がなされておるわけなんですが、何かある程度の仕分けみたいなものは出来るのかどうかコメントして頂きたいのですが。

今村　それは農政のイデオロギーですか、もっと一般的ですか。

東　ええ、農政のもつてているイデオロギー性とそれから当然それを受け入れる側というか、受容する側の主体があると思うわけですが、その仕分けというのは農政を考える場合の区分にならないだろうかという感じを持つわけです。今日使った区分でまいりますと、地方改良運動とか経済更生運動とかいうところに關係するんですが、そもそも地方改良運動というものを地方改良事業という格好で内務省を中心にして始まってるわけですけれども、實際はそれを村の中で受けとめる層がおりましたから、したがって一応改良運動に展開していく、とこういう脈絡だろうと思つております。それで経済更生運動もやはり経済更生事業として政策としては出されて来るわけですけれども、それが運動に展開していく場合には、当然それはそれなりに受容する層が村落の中にいたと。それでそれぞれの時代性があると思うんです。そしてそれぞれの時代性のある主体の農民が今問題になつていいいる村落とか集落とどういう関係と位置にあるのかということは、考えていいのではないかと思つたんですが。

特に茨城県ですが、この経済更生事業、更生運動の引き金を引くよう

な血盟団から五・一五に至る一連の事件の農民關係者というのは茨城県が多いわけですね。それでその人達のイデオロギー、その前提にある農業經營の構造というものを見ておりますと、そういう觀点から考える必要があるんではないかと。特に最近は、カーター、レーガンさん以後の食糧安保という考え方を媒介にして防衛とか云々というのが農政の中でもかかわり重要な要素に入り込んできてるのをみますと、しかもなお三十年代の背景になつた大不況と現在は違いますけれども、世界同時不況とか貿易摩擦というものを考えてみると、どうもそういう過去のイデオロギー的な区分というものを反省してみると、現在の農政を考える場合に、ひとつ重要な視角になるんじゃないかという感じがしたのでお伺いしたようなわけです。

高橋正郎　私自身、むしろ教えていただかなければならぬ立場にあるんですけど、たとえば、明治三十年代に始まつた町村合併運動といふのが集落と村落との關係でどうであつたのか、というようなことを少し整理する必要があると思うんですけど、確かに農村計画という意味では、非常に評価されてもいいと思うんですけども、結局二十何年かの旧村から新村ができる、新しい新村としての統合力を作つていこうというような形で、旧来の村落の伝統なり封建性を打ち破つていこうというひとつの力が、あるいはイデオロギーがあつたのではないか。それに対して危機がもつと深まつて來た段階で経済更生運動の時代に入るということがある。

それで戦後に入って、いま今村さんも言われましたが、村落は封建性だと、だからこれを否定しなければいかんというような形での効率化を

軸にした農政の展開がある。ところが、それがまたいまだめになつて村落に依拠せざるを得なくなつてきたと。村落を打ち破ることによつて生産力を展開していくこうといふ一つの時代と、それから村落に依拠しなければ生産力の維持ができない、あるいは再編ができるないといふ時代が、両方時代によつて移り變つてきてゐるのではないかと思ひますね。

そこで今度は、村落に依拠してといふ時代には、外圧に対する国家的な政治支配でイデオロギー支配につながりやすい局面をもつてゐるといふうに言えるのではないかと。現在の村落重視が、あるいは村落を基礎にした運動が果してそういうふうになるかどうかといふのは、まだ定かではありませんけれども、そういう可能性は十分にあるのではないかという懸念は、私はもつてゐるのです。

長谷川　いまのと関連するんですけれども、たとえば今までの農政はいろいろ變つてまいりますけれども、やはり村そのものにとつては、村を壊す作用力として一貫してきたんではないかといふ事なんですね。そうすると今度一貫して村を壊す方法で対応してきたんだけれども、それは村なりに何とか自分たちの仕組みを変えながらそれを内部化する、といつたら一寸表現がおかしいんですけれども、何とかしてそれを乗り越えてといいますか、対応しながら今日まできて、いよいよ農政の方も壊そうとしてかかつたんだけれども、どうしても壊れきれないものがある。そうすると、やはりそれを何んとかここで見直してみようではないかといふようなこととして理解できないかどうかということなんですがね。

今村　農政が村を壊すというのは、どういうことを具体的にイメージさ

れるんですか。

長谷川　結局、いま今村さんが盛んに言われた原則の経過の所の中央集権主義、統制主義、自作農主義、個別主義ですね。やはり個別經營をなんとか伸ばそうという方向だったと思うんですね。そこでは何も土地利用を集団化しようということではなくて、あくまでも後の事と関連させれば二つの道の自作農といいますか、自立經營をとにかく伸ばしていくこということであつて、そこには村の集団的な協力体制みたいなものが全然考えておられずに、それで結果として階層分化が單に耕地規模階層だけではなくて、經營組織の上でもばらばらになつてきたということだろうと思うんです。現象的には。

今村　よく分らないのは農政というものが作用したのか、それとも一寸言い方が悪いけれども経済全体が、高度成長経済と言われるものがそうしたのかといふことになると、農政だけがやつたといふうにはなかなか……。その面もありますけれども、そうではなくて経済全体が非常に大きく作用した、とりわけその中で地価上昇というのがどのように作用を及ぼしているのか。これは地域によって違うんですけども、やはり土地は金になるという考え方が、農家調査をやりますと、かなり多数派ですね。土地といふものに対する考え方、価値観といふことに一言でいてしまえそうだけれども、それがなかなか握めきれないんですよね。農家一戸一戸あつてみましても、彼らも言わないとすることもあるんでしょうけれども、兼業化云々といふ側面は、これは労働力の側面ですが、生産手段としての土地に対する考え方というのが部落、集落の中ですれが非常に大きくなつたことをどう考えていくかといふのもひとつ教

えていただきたいですね。

高橋正郎　長谷川さんのおっしゃる一貫して村を否定して壊そうとしてきたかどうかいうのは、一貫してではなくて、ある時期は積極的にそれをやつたし、ある時期はものすごく依存せざるを得なくなってきたのではないか。それで否定している時期は、要するに慣行打破ですね。従来の慣行打破で明治中期から後期にかけてサーベル農政なんていふるのは、まさに従来の生産慣行を打破しようという権力的な農政指導だったわけです。戦後もやはり村という封建遺制をどういふうに打破して新しい政策を作るかというようなことで打破だったと思うんですけれども。しかし昭和恐慌の対応というのは、それを打破したら国 자체がもたなくなつてくるという、国家統合の別の論理があつてしまつて、そこで村落へ傾斜していくというような時代であったのではないか、そしていまもまたそれに近い状況ではないかと見えるんだけれども。

高橋明善　その点、部落の文書の側から言いますと国の行政は何もないわけなんですね。そうしますと本当の戦時段階へ行くまで、僕の知つている限りでは、部落で行政の話や農政の話をするようなことは、例外的な村落しかないんじゃないかな。村落の議事録を読みますと、なにも出てこない。部落の中の問題だけを議論して、自分達の問題だけを全部自分達でやっていますから。だから戦前の段階で農政が部落を使うなんていうのは、要するに地主を使うんですね。そこをつかまえてあとは彼が勝手にやっている形であって、部落そのものが農政で戦後や戦中ではがちつとそのまま理論的に利用されるというようなね。それは少し性格が違

うんじやないかというような感じもしますけれどね。そのあたりをもう少し歴史研究ですけれども、進めてもらいたいという感じがします。

司会　歴史研究ですけれども、その場合にこの前の村研大会の報告もございましたように、菅野さんの報告のあの昭和恐慌期ですね。ここにも今さんはお書きになつてあるんですが、僕なんかはかなり負債整理組合という問題を意識しているんですけど。あの負債整理組合というのは、ほとんど部落単位ですね。その所で部落を単位として切りぬけていくこという。あの昭和恐慌期の経済再生運動のなかで一番具体的に大きな役割を果したのは、実は負債整理組合だったのではないだろうかという感じすらもつております。

高橋明善　農家実行組合がいきなり増えていきましたね。そういう形ではあるんですね。

司会　そういう形ではありますけれども、部落としてかなり動いておりませんか。

今村　高橋さんが言われるのは、農政そのものは確かに僕も事例が少ないですが、東北から部落調査をやつた時にいろいろ文書などの議事録を見せてもらいましたが、農政そのものはもちろん議論しないんですけども。だけれども山の木をみんな共同して炭窯を作つて焼くとか、結構そういうための炭窯の補助金とか、それから今の負債整理のために特にい水をやろうとかということで、政策そのものは直接ではないけれど、フィルターを通しながらもやつてている事は、大きな路線としては農政路線なんですね。日常的な経済活動でやはりやつていたんじゃないですかね。

高橋明善 たとえば道路を直せとか水路を直せとか、そういうものは全然議論にならない。戦前の段階では、役場はそんなことやらないんですねからね。そういう意味で少し違うんじゃないかと。

高橋正郎 しかし、たとえば経済更生計画をたてるモデルがありますね。そのモデルで大体どこでも同じ様な計画が立つてしまう。そういう意味での影響はなかつたのですかね。

高橋明善 行政村落段階ではね。実際集落をつかまえてどれだけ組織を動かしたか。

司会 そこでもうひとつ問題というか、考えておかなければいけないと思った点は、磯辺（俊彦）さんの労働結合時代、機械結合の時代、土地結合の時代といふものとの連関性のなかで、集団化という問題を考えていかなければいけないということです。

実際、労働組合というようなものが事実上、庄内でも解体してしまった。それから機械結合といふものも機械化人口とかは、実際には、個別的な田の利用と、あるいは全国型のとくような形の方がむしろ力をもつてきただ。そういうプロセスをみると、いま土地結合でそして集落的な土地利用法式というようなことをいっているけれども、一体そういうような結合の仕方が非常に過渡期の問題であって、そういうことをいながら個別經營が個別的な企業的なものが伸びていく。いつでもそういうものが何か個別經營的な、事業的なものが伸びていく場合のステップとして歴史的に表われてくるんじゃないだろうかと考えています。今村さんの場合には、むしろそういう重なりあっていく連続性みたいなものを強くお考えになつていらっしゃると。

今村 いや、望ましいという。分析というより事実は高山先生が言われたように逆なんですね。逆だけれども、たとえば十町歩の稻作經營の……はつきりしているんですね。私どもからみて客観的には。だけど主体的にはなおかつそれでいるような条件もまたあるものだから、彼らはその方向でいくわけですね。それから事業農家の方は、相当零細な所までみんな機械を買つてしまつたんです。それでいく方向は、個別の方向ですね。基本的な方向として。それがどういう時期、あるいは段階になつたら矛盾として農家に認識されだすのかということです。それがまだよく分らないのですね。だからそういうことを、もう大部分かつてきている農家もいるし、大多数にはまだそこまで、一言でいえば状態がつまつていないうことです。追いつめられてそういうのか、それともいまのような状況のなかで、次のステップにいかざるを得ないといふふうに。なにが契機になつて考えるんだろうかというのが良く分らない。

司会 それを考えていく時に、もうひとつ粹といたしまして、今村さんがお出しになつたように、四重苦ということがあります。すなわち、高度経済成長のなかでそれが非常に大きく作用して地価上昇をもたらし、かつ生産手段の土地と資産としての土地との分離が進んできた。それが少なくとも石油危機以降の低成長に移行していく、そして地価の上昇も総体的に落ちてしまつていて。それからもうひとつ、米価の方もかなり押さえこまれて。そういう状況が三、四年続いてきて地価上昇のメリットが見通しのしにくいことになつてきている。

そういたしますと、ここでいま考えてきた形での集団化の問題とか、

地域農政がでてきた枠組みというものが、八十年代にもかなり持続するのではないかという感じがします。持続するとしたら集団的な土地利用

というような方向ではなくなってしまうのではないか。さきほど話が出でたように、個別経営で機械を皆持っていたけれども、これも持ちきれなくなってくるというようなことが現実に進行してきている気もしますし、それから、財政的にも大型機械を買い替えていくときに、補助金が出にくくなつてくるという状況で、機械とか土地などの条件をどう考

えながらこういう原理の転換ということをお考えになっているのか。

今村 ちょっとと難かしい問題ですね。そのギャップが経済成長期にはあまり矛盾として考えられなかつたわけですね。それでそういう問題が切

羽詰って、たとえば米価が上らない、機械の更新は大変になるということが同時に起こつて、地域農業が土地を荒してしまつていうように、もう主體そのものが沈没していくのですかね。組みかえるときに、自分で機械更新ができなくなるような条件になりますので、必然的に集団的な、あるいは共同的な土地利用なり機械利用なりというシステムも追求せざるを得ない。そういうふうにいくのか、それとも全体的に沈没していくのか、そういう危機的状態にあるように思うんですがね。

司会 そうなんです。だから二つの道というのが非常に重要なつくりなんじゃないのか。そして、たとえば北陸・富山の坂谷農産などは、米価が下がってきてやつていけないから、今まで分散的であつたものもかなり集中的に土地を利用できるようになる可能性がある。だからむしろ、「こここの所で米価を下げてしまつた方が私にとってはいい」ということを公然と彼は言つているんですね。したがつて依然として二つの道があ

ると思うんですよ。

非常に悪い条件でもう農業へコミットできないような零細農家は土地を手はなす、もしくはそれを望んでいます。それからその条件を町村なり農協なりが地域として握んで、方向づけようとすると二つで進んでいくんじゃないかなという気がします。

今村 そのところは、主體の範囲の問題ですからなかなか一般化は、今の段階ではできにくいのですが、たとえばこの町村では、そういう組み替えが進みながら、この町村ではないとかね。隣り合せみたいなものがあるんですね。それを一体どう一般化して方向づけをするのかというのが主體論のかかわりで非常に重要なことですけれども。

島崎 今の問題とかかわると思うんですけど、農政を考えていく場合に、経済政策全体の中でも農政とは一体何なんだという問題があると思います。それで農政というのは、明治以降、ともかく資本主義なんですよ。そこで零細農家をかかえてそれに対する経済政策と農政というものは、いつも自己矛盾をかかえているんだと思うんですね。じゃあ零細農家は切り捨ててしまえばいいじゃないかということになると思うんですけど、戦後はつきりしていると思いますが、五〇〇万なり六〇〇万の零細農家をかかえて、それを不合理だから減らせということになると、農政の自己否定につながつてくるのではないか。これだけ膨大な農民をかかえているから、何十万かの役人をかかえる農政機構を維持できているわけですね。この点も農政がかかえている自己矛盾のなかで具体的にでてくる農政の揺れとしてあるのではないか。それらが全体の経済政策のなかで、局面、局面によつて、どちらの農政の顔が出てく

くるかという問題を頭においておかない、農政のところだけで見ていいともなかなか分らない面が非常にでてくると思うんです。

そういうことを前提にして、一、二お伺いしたいのですが、さきほど今村さんのお話にありました地域主義への転換ということについて、これが農業基本法との関係が一体どうなのかということです。農基法のなかでも、時期によってかなり違つてきて、総合農政の時期もありましたし、地域農政というふうに展開していくこともあるだけれども、やはり合理化農政という、こういう言葉が良いか悪いかわかりませんけれども、合理化農政の一環という見方だつてあると思うんですね。それがようやく農地のことまでおりてきて、合理化農政を本格化させていくと、いうものとして地域農政は出てくるわけです。その前提是やはり減反で農政の担当者としては思いがけないほど成功したわけですね。あれほど効果があるものとまでは農政は自覚はなかったのではないかと思うんですけども、その減反で成功した集落、「むら」という言葉を使ってもいるんですけども、その減反で成功した集落、「むら」という言葉を使つてもいいんですけども、むらの中の規制があんなに有効に利用できるのか、ということが大変明確になってきていく。それを農地の流動化というか、上層農家に利用を集めていくということに利用できないかというのが正直なところだと思うのです。そういう形で土地の問題までおりてきて、農地利用増進事業の発足なり、それでやはり画期的だと思うんすけれども、増進法という形で成立したと。

この農地利用増進法の成立というものが、農業基本法からみて、ひとつの大きな画期をなすのかどうか。確かに土地政策としてみれば、非常に大きな画期だと思いますね。それまでの農地法を通してきた段階か

ら、ここで上層に利用の立場から土地集積をしていくということで、法律的には裏付けられてくるのでしょうから、たいへん大きな転換だと思います。そしてその基本法がねらった合理化農政ということからみて、どういう意味をもつのかということは非常に不明です。それでさきほどいうものが出来ましたけれども、一方でやはり農地改革あるいはとくに基本法農政以降の小倉武一さんの指導性という問題で、個人の方の名前が農政の形で出てくるのはちょっとまずいわけですからけれども、かなり農政の内部でのいわゆる転換とみるべきなのかということは、簡単に出てこないのではないか。系譜的には、人間的には確かに違つてくるでしょうが、イデオロギー的には表面上の違いにもかかわらず、意志としては貫するものがある。それは総合経済政策の中でも農政に課せられたひとつ宿命的な問題があるのではないかということです。

それからもう一方で減反で思われ成功をしたということを、やれというようなことで、むらがクローズアップされてくるということ。それは集落という形で述べるわけですから、そのむらというのは本来合理的なシステムではないわけですね。その合理的でないむらを利用して、いわば逆手にとつて事実上の零細農家に土地の利用を離させていく、そういう意図がはっきりしてくるのではないかと思うんですね。それで前に今村さんが言われた集団的、自主的、自己選別ということ、これはたいへん苦勞された表現だと私は思うんですね。ただ選別は選別なんですが、このむらという不合理な世界が依然としてまだゼロにしていない規制力を利用して、要するに話し合いのもとで上の農家が下の農家

に利用を譲れという合意形成をしていく。この合意形成はそう簡単にできるとは思いませんが、合意形成ができるいくつかの農地利用増進団体が各地に増えてきているようですから、全部がネガティブに考えるのはこの段階では危ないと思思いますけれども、そう簡単には進まないと思うんですね。その場合にできた事例を見て、その時にむらが一体あるのか、ないのか。あるいは、利用権を集積した優等生農家のシステムとしての地域ができるがつてくるんではないか。それは今村さんの言われる新しい規範の確立というところにあるのかも知れませんけれども、それはもうむらというべきではないだろう。非常に政策的に、あるいは人為的に合理的に作られたシステムとしての地域組織であって、伝統的なむらではないと考るんすけれども。その辺の問題で農政の展開と地域主義への展開がどういう意味の展開としてお考えになるのかということです。

それから、これは高橋さんにも今村さんにもお伺いしたいのですが、農政と集落という問題のたて方の中での農政の展開を追うことと同時に農政機構とむら原理という問題のたて方が体系的には必要なんではないか。それに関連してお伺いしますと、具体的には補助金が一番端的だと思いますけれども、上から降りてくる補助金の総額と農家の所に届いてくる補助金の総額等を差引いた場合に、何十パーセントぐらい生産者にいくのか。そして残りのものがどこへ消えるのか、それは農政機構を養つているわけでしょうけれども。

農政と村落という問題を社会学という体系的学問として、その戦前のなどいうグローバルな段階と戦後のグローバルな段階のなかで、農政機構とむら機構（むら原理）との関連をつかんでいく必要があるのでな

いか。さしつめ補助金のかなり綿密な分析をされた今村さんに、上からでてくる時の補助金総額と生産者に届いてくる総額とはどのくらいのか、大変粗雑な質問ですがお伺いします。

今村はじめの方は、そういう大きい問題ですが、一言でいいますと基本法ができまして、基本法農政、総合農政そして地域農政といろいろ変ってきたわけですが、基本法で考えられて修正されなかつた部分と、だんだん軌道修正した側面とあるように思うんです。それは景気変動とか財政収支の問題とかいろいろの要因で細かく検討しなければならない問題がありますが、基本的には、たとえば食糧供給政策というものは基本法路線ですね。農産物輸入政策という点で一貫して、あるいはそれを拡大する格好で今日まで来ているだろうと思うのですね。食糧という場合は、人間の食料というだけでなく、餓まで含めてそれをできるだけ安くという原則で輸入をやってきました。その枠内でどれだけ零細な構造の日本農業の生産力を上げるかという政策が片方でとられたと思うんです。それはしかし、自立経営育成政策といながら、構造改善事業も随分やつてきたわけで、事業化するということは逆に言えばストレートな構造政策がとり得なかつたということにもつながるんですね。

そういうなかでいま、大きい土俵は変えないで、その土俵の上で相撲をとらせる部分について枠組みを修正してきた。これが一番大きかつたのは、土地政策の土地制度だらうと思うんですね。そういう意味でこの農用地利用増進法というのは、どちらかというと規制法的なものから促進法とか誘導法的な性格に大きく変わりましたから、土地政策というの是非常な画期だし、評価しなければならないだろうと考えています。

その場合に、水田再編、あれは集落の規制力を非常に効果的にやつた側面と、あれだけ高い奨励金（たとえば米の収量粗収益との比較で）の二つがあった。それにいま一つ加えればペナルティということがあつた。

一人がやらなければ皆んなに及んでくるんだということを、その集落の公平原理を逆手にとるような形でペナルティを加えていったということを、百パーセントを越える成功した。それでこれがいわば味をしめたという側面は決して否定しません。恐らくそれはあつただらうと思います。ただ今度はそこまでイデオロギーがあるかどうかは別として、この味をしめたのを今少し地域農政という格好でむらそのものに危険負担させ、つまり責任を取らせる形でやってきていたのが今日の姿ではないかと考えております。

それでその次が実は難かしい問題なんですが、農業の生産力と物的生産力の側面だけで考えますと、非常に生産力は社会化されてきています。それで個別の零細、零細といつてもいろいろ階層がありますけれども、生産関係といいますか諸階層とかなり矛盾をきたしていた事は事実ですね。これをどういうふうに調整するかということは、文書では言うわけですけれども、実際的にはそれをやる直接的政策手段は持ち得ないといふ認識が農地管理事業団法の時には政府の別部隊をつくってそれでコントロールをして直接手段としてやろうという発想だったわけです。これが廃案になつて否定したことで、それ以来直接管理するやり方はできていないと思います。もちろん考え方としては、ちらほら出てきますけれども制度としてはそれを放棄したとみているんですね。

それで個人の名前をあげるのはともかくとして、やはり基本法農政を

立案した主流の方々は農地管理条例団法案にかけていたようだと思ふんです。直接政策に。この点については、農地管理条例団法案をめぐる議論がなかなかドキュメントとして手に入れられないものですから随分わかりにくい。なぜあれが廃案になつていったのかということは、国會議事録ではたいしたことと言つていませんので、背景が分かりにくいのですね。

島崎 農政の内部で、今の農地管理条例団法の廃案になる前後の議論の記録は残っているのですか。

今村 残っていると思うんですが、容易に手に入らない。

島崎 それが一番決め手なんですよ。

今村 ええ。だけどその当事者の方にヒアリングしたいんですけども、やはり利用増進法のようになってはわりと聞いてくれるんですが、廃案になつたというのはやはり……。

島崎 大変微妙な出方をして微妙な消え方をしたと思うんですね。あれが廃案になつていく時、その裏として金のかからない農地法の改正がでてきますね。

今村 ええ。だから大蔵省がお金がものすごくいるようになるだらうというようなことなどは箇条書き的に分つていてるんですけど、その間にどういう衝撃があつたのかということは分らないのです。また自民党筋がどういうふうな反対をしたのかということですね。ここのことろは集落と今の自立経営の直接育成、あるいは上からの選別政策ですね。これと集落の問題はおおいにかかるんですね。だから管理条例団法案というのは、もう少したてばいろいろ出しててくれるんだろうと思うんですが、ま

だよくわからないところです。

それからいま一つの補助金額については、たとえば補助金は公共事業費だと一般事業費と、いわゆる補助金に分けて公共事業費の中の一  
定率これは分かります。ただ最近では一般事業費の中でソフト予算が非  
常に多くなっていることはわかるんですが、これは昔はむらの共同事業  
といいますか出役、ある意味で手作りでやっていたんですね。今は建設  
業者にはほとんど請負いになってわかりにくいのですね。

**島崎** だから昔の零細補助金のばらまきの場合には労賃部分は考えなか  
ったですね。農民がただで働くだろうという前提で出しているわけです  
ね。

**今村** 資材費だけです。だから金額と実際できるものとが時代とともに  
違ってくるんです。

(中 略)

**高橋正郎** 島崎先生にお伺いしたいのですが、今村報告の中で新しい規  
範の確立ということについて、この新しい規範が確立するようなむらは、  
もうすでにむらではないんだというお話をされたんだけれども、確かに  
むらは非合理的な側面と合理的な側面との両方を合せもつているものだと  
私は理解しているんです。それで、合理的な側面は時代によってそれぞ  
れ動いていくものであるというように考えて、私はこの新しい規範、こ  
れは上からの政策でやるのではなくて、むらのエネルギーでむらの必要  
性の中からでてきたとすれば、むらではないといえないのではないか。  
やはりむらだと思うんですね。この辺は村落を理解するうえでかなり重  
要な問題です。

**島崎** むらという言葉も集落という言葉もそうですが、単なる名称とし  
て使うなら最初から永遠にむらはあるし、歴史とともに集落は永遠にあ  
るだろうと思うんですね。やはり社会科学の用語として、そういう用語  
はわれわれは使ってこなかったのではないかこれは独断がかなり入って  
いるかも知れませんが。そういうふうにむらというのは、社会科学的な  
用語として規定する場合に、私は共同体というものを前提にして、もち  
ろんそれは現実には非常に崩れてきているわけですからども、理念的に  
はそういう共同体としての村落、あるいは共同体としてのむらというも  
のをまず前提にするわけです。それが現実の全体の資本主義の影響のな  
かでどういうふうに崩れてくるか、あるいは農民の自己展開、農業の自  
己展開のなかで、内在的にどういう共同体的な規制をもつたむらが崩壊  
していくのか、そういうふうに考えているわけです。

その場合に外から破壊していく場合と、内在的に農業の展開のなかで  
むらが止揚されていく場合とは違いますけれども、いずれにしろそういう  
う近代社会といいますか、資本主義的な展開のなかで共同体としての村  
落が崩壊し、新しい地域的なシステムが作り出されてくるだろうと考え  
ているわけです。それじゃ、何故日本の場合にむらがいつまでもむらと  
して残ってかかるのか、そこが大変問題なわけです。それはやはり農民層  
分解をどう位置づけるのかという高橋さんの問題提示がありましたが、  
農民層分解論も終ったという議論が昨年の村研大会であったようですが  
れども、そういうあわてた結論は私は出していないわけです。やはり農  
民層分解というのは農業内部からの発展、発展というのはもちろん資本  
主義的な発展としての展開というものを考えているのですが、そこで農

民があるいは小農といつてもいいのですが、そういう人たちが作っていった前近代的な生産機構であり、社会生活の土台であるむらというものを、どういうふうに利用していくのかという問題だと思うんですね。そういう限定で村落とかむらを私は使っているわけです。

その場合に新しい内在的な展開のもとで地域団体、これはむしろむらというより団体だと思うんですね。そういう自覚的な農民たちの作る主体的な団体。当然近所に皆んなが住んでいるのですから地域的に作られていくのは当たり前なんですねけれども、血縁というものは宿命ではないんだということ。そしてそれはもっとも合理的な形で、農林省も一時高度成長のときはシステムとしての地域という表現をしていたと思うんですけども、それが高度成長が終ったあとで挫折して地域農政みたいなところでシステムとしての地域なのか共同体を念頭においたむらを集落といっているのかがわからない形で地域農政というようなことが出されてきている。このことをはっきりさせないといけないのではないかと考えています。したがって今村さんも最初はむらという言葉を使われたけれども、あとでは集落という言葉を使われていますね。そういうことにも気がついておられるんでしょうねけれども、この場合の集落というのは苦しまぎれに使っているわけでしょう。やはり農林省用語を使っているわけで。農林省用語は何も社会科学の原則による必要はないわけですから、そういう地理学的用語を使って集落でもいい。その場合に新しく作られる組織された団体、それを担う農民としての新しい規範の確立ということを言っているのではないかと考えています。

それで去年か一昨年、丹羽提言が出され、それに関連した本も出され

て、その中で今村さんが土地問題について書かれていました。これは大変おもしろく拝見しましたけれども、その論文の中ではこの新しい規範の確立がもう少していねいに説明されているのではないかと思って読んだんですけれども。

今村 あれについてちょっとと言つておきますと、流動化ということについて意見が対立しましてね。僕は土地を、例えば農地としていかに保全確保するかという側面だけマクロに書いて、そのやり方については意見が違っていたんです。だから一つしか書かなかつたのです。

島崎 その場合にもう一つこれが好意的に理解するということで、新しい規範の確立というのはそれなりに私は理解するんですけども、やはりそういうむらが自覚的な農民によって人為的に作られた一つの団体という場合に、これが運動側からあるいは主体性の側からいえば、これこそまさに農村自治の基礎たり得る、そういうものとして作られてこなければいけないのではないか。そういうことが農政つまり上からではなくて下からの新しい規範の確立というところで、きさほど主体の確立ということを言わされたと思うけれども、われわれの立場から言えば本当の意味の農村自治の基礎組織というように理解していただきたいと思っています。

今村 どうもありがとうございました。大体の意味合いとしてはそういうことですけれども。私もいくつかの集落調査をやってきましたのですが、その中で一つの例だけを申し上げます。これはある北陸の集落なんですが、五十戸あるうち本当に農業をやっている人は七人なんです。大体五戸で五十町歩、そのうち四十町歩ぐらいを七人の人たちが事実上耕作

しているんですね。それで一町歩前後の人々が三、四人、あと二十八戸が全く耕作していないという集落があるんです。そのときにいろいろ慣行が変わってくるんですね。

例えば水路をさらえるのは誰かということを調べていきますと、生活排水ができる排水路については、非農家を含む七十戸全員で、つまり生活共同体として皆んなで作業する。それから農業の専用水路については、用排水ともその七戸が中心になってやるわけです。一町歩前後の人も出ますが、だんだん耕作できなくなつた場合どうするかというと、結局七戸の人は本当にやるつもりだから彼らが集落から請負つてやる。請負仕事としてやらざるを得ないということですね。そういうふうなことなどいろいろ新しい変化とともに土地についての利用調整、例えば借入地の交換などを七人が中心になって地主の了解を得ながらやっていくというふうに変わってくるんですね。

それで排水についても転作の場合に勝手に水を流さないようにするなどの取り決めを明文化はなかなか難かしいけれども、結局生活共同体と生産組合が分離してその中で新しい取り決めができるいく。つまりそれは一つの慣行なんですから、彼ら自身にとっては、一種の規範なんですね。お互いに守らなくては農業生産を本当にやれない。

島崎 あの報告でいろいろ使われている用語の中で、玉城さんの場合にもそういう用語が大変多く出てきたと思うんですけども、分散錯園性という言葉が非常に多く出てくるわけですね。分散錯園性というのは若干表現が違うと思うけれども、一九五五年前後のむらの解体が論じられたときに盛んに共同体論の基礎に使われた表現なんですね。それと同じ

ような表現がまた出て、当然土地基盤の問題だから同じ表現が出てきたんだろうと思うんですけども、あの頃の生産力の段階と今の生産力の段階とはかなり質的に違いますね。それであの頃は一反区画になつていませんし、所有者の単位で土地が団地化されているけれども、耕作者からは極端に分散性になつていて、から共同規制というものが共同体的な強制という形に変えながら出てくるんでしょうけれども。今度の場合は、どうも昔の頭が消えないからいけないんでしようけれども、分散錯園性ということだけに重点が置かれている論調に、ちょっと気になつたところがあるんですね。それで生産力の違いがもう少し説得的に出されてこないと、また昔のむら論が出てきたというような感じで、しかも今度の合理化に逆手に使われているという感がしないでもない。そういう感がしたことを申し上げておきたいと思います。

東 一つだけ島崎さんにお聞きしたいのですが、いまのそういう農家がたくさん出してくれば、実質的に概念としてのむらがなくなる。そういうようなものを内発的にどういうふうに作っていくかということの関わりで農政も考えていくべきであろう。それには賛成なんですが、実はたとえば橋三郎が言っていた家族的独立自営農論、この本が出たのは昭和九年で、実際に新聞紙上で発表して論議したのは昭和十九年です。これは現在で言いますと複合経営なんですね。畑作経営で、その経営が契約を結んで組合を作る。そして新しい農村を作るんだという見解なんですね。これは茨城県の畑作と水田が入り混つた農民には非常に新鮮な響きをもつていて、中堅農家が農村愛郷会に結集する基礎になるんですね。それでその形だけを見ますと、さきほどのようなものと似ているのです

が、けれどもその帰結するところはやはりファシズムの社会基盤に組み込まれているわけですね。そうしますと島崎先生がおっしゃった形のものがそういうものではないということの保障というのは、一体どういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

島崎 それはほんとう考えていました。つまり今の農政のむらとか地域とか集落とかいう言葉のあいまいさをうまくおおいながら使っている盲点だと思っているんですけれども。最初は十町歩経営、あるいはもつと大きな経営規模を土地利用型農業として考えている。今の集落というのは大体三十戸から四十戸ぐらいが平均ということになるわけです。それが全部農家としますと一ヘクタールちょっとで三十から四十ヘクタールぐらいなんですね。そうすると十ヘクタールの農家というのは四戸しか残らないわけで、四戸でそういう一つのシステムを作る。これはもう少し農家集団のシステムとして組織をすれば集落の範囲をはるかに越えると思います。だからわれわれが慣習的にむらといっていた部落の範囲を越えてしか成立し得ないだらうということです。農林省は五ヘクタールに変えてきているというのは、いかにも十ヘクタールは現実的でないからだうと思ふんですけれども、現実にはそんなにも土地は動かないだらうと思います。そうするとまた実際的には下げるだらう。そこに危険が出てくるだらうと思います。イデオロギー的には確かに自助努力に待つとか同じようなことを言い出しているわけですから、それが新しいファシズムの基礎になるという危険性はあると思います。だからそれは末端の単位でこれからは、農地利用増進事業のようなものが促進された場合に、どの程度の規模の農家が理念として作られ、しかも農民の自主

的な生産力の展開の自発性というか再生の中でできてくるかにかかわってくると思うんです。

高橋明善 今村先生や宮崎先生にお聞きしたいのですが。いま島崎さんからえらいすつきりとおっしゃったのですが、私はやはり日本の家があるんですよ。ヨーロッパの場合だったらむらが解体していくいき方と、少なくとも経営は継承しなくても家と所有が一体化して継承されているわけでしょう。そういう地域の村の解体の仕方と今島崎さんのおっしゃったような形ですつきり解体していくような形なんですかね……。

どうも日本の場合は、そういうものは家との問題も考えなくてはいけないだらう。所有と結びついて継承していく、そこで共同体が解体したといながら、なおかつ庄内の例のように家はずつと継承していくわけですね。そのあたりヨーロッパあるいは相続について詳しいお二人の先生にご意見をお聞きしておきたいと思います。

司会 それをとりあげはじめたらまた大変なことになってしまふんです、私の感じでは、もちろんドイツの少数の例しか知りませんけれども、相続だといながらアメリカもそうですが、事実上土地を分散させないように買っていく形でその農家は農家として中心的なものを残していくという政策が一つござります。それで今の状況を見ておきますと、また島崎先生のことにもなりかねないのですが、資産としての土地と経営としての土地、まさにマルクス的な意味の土地所有から分離していくような傾向が基本にあって、その中に確かに色彩りをそえるものとして家というものはあるけれども、私はむしろ方向的には、分離して今村さんがおっしゃったような形で新しく土地保全をしていく場合に補償はどう

していくのかという、ちょうど一八二〇年代から八〇年代のイギリスにおいて農地法ができあがってくるプロセスが、いまの日本の中でも進行しているように考へていています。

高橋明善 稲本さんの話によりますと、フランスでも地価が高騰するところは、要するに現金で決済することはできないから兄弟で全部分けてしまって。それで小作をするという形態が広がる。そういう形で分散していますので、小さな農家でしたら分けてしまえば、それで小作料を払つたらとても成立たない。現金決済しても小さなものはかなわない。それで借りて小作して地代が払えるという農家が経営規模を拡大しているわけですね。その均分相続の関係は、日本の農家での現象は非常に少いですね。このあたりの関係ももう少し考へてみる必要があるのではないか。

司会

さきほど今村さんが触れたけれども、農家における年令構成の高令化問題と世代交代のところでせまつてきている。そのなかで家の問題をどう取扱つていけばいいのか、いまのお話のように大きく変化していく可能性性といふものを一方で考へざるを得ないのではないか。高令化の進展というのは大変なものですね。そして後継ぎがない、あるいは兼業農家の方はほとんど出てしまう。そうすると従来の家というもののが見え方を現実の中でどう考へればよいのか、いろいろな意味でとりあえます。

げなければならないのではないか。宮崎先生、農地法の問題などで今までの話と関連してご意見はございませんか。

宮崎 簡略書き的に申し上げます。こういう規範の確立についてむらとか村落、そのちがいがよくわからないのですが、それがどの程度の役割をもつてゐるのか。一見強いようだけれども案外そうではなくて、国につくつたもの農協だとか農業委員会、あるいは補助金で作られていくとか、そういうむら以外でつくつたもの、あるいはむら以外のインパクトが強いのではないかという気もするんです。しかし反面、農協で決めるといつても結局農協の理事は集落代表であり、農業委員でさえ集落代表です。その辺のフォーマルな方とインフォーマルなものの絡み合いがまたによくわからない。

僕ら法律学者からみると、生きている法の形成について、とにかくむらないしは村落が相当大きな機能を發揮するということは望ましいし、法律形成がノルマルになるし、デモクラティックなメカニズムだと思うんですけどれども。それが果してできるかどうかという点に注目しております。

それから一番目は国家の権力、国家の法律と村落との関係です。国家の権力対個人の場合には、国家の権力がいわば統治権を持つてゐるわけです。それに対して個人が基本的人権といふもので対抗することができるわけですね。ところが村落とかむらの場合、それが固有のものとしてもつてゐる村落基本権みたいなものが果してあるのかどうか。現在の憲法のもとで、そういう村落の基本権が果して認められるのかどうか。もちろんさらっと憲法を読んだら認められるはずはない気がするのですね。

何とか努力して広域 の存続の自主性を犯してはいけない、これが村落に対する干渉といいますか、村落に働きかける場合には限度があるんだというものです。村落を人になぞらえれば、村落の基本的人権のようなものです。そういうふうに苦労して考えれば何とかどう位置づけられるのかどうか。

四番目はいわゆる地域農政が看板だけなのか、それともホンネなのかという点ですが、これは学問的な言い方ではないから恐縮ですけれども。一口で言えば国の直轄の役人がどれだけ減ったかがメルクマールじやないか。少くとも国から県とか市町村に何人ぐらい出向したかということですね。どうも減っていない。私は地域農政というのはその点であまり信用しない、あるいは残念ながらできないということです。だからこそ逆に呼び声に乗って、それを逆手にとつて村落の側でおおいに自主決定の実績を作つて国につきつけていこうとができるればおもしろいと思うんですけれども。それだけのエネルギーがあるかどうか。

五番目が、村落が破壊されるということが常に話題になるんですけれども、今日の農政とむらとの関係ですが、一体農政がむらを破壊するのか、それともむしろ工業発展そのものがむらを破壊しているので、農政はそれを食い止めているのではないか。そういう見方ができるような気がします。いわばむらと関係をもつた自治行政あるいは厚生行政など他の行政の場合に、果してむらをどのくらい利用しているのか。農政以外には利用しない、利用していないこともないけれど、むらを通ずるというのか、むらというセクターを良かれ悪しかれ使うものはどうも農政だけのようだとうに思うんです。

そこで最後ですが、島崎さんのおっしゃっていることとほとんど同じことになりますけれども。いま例えば小倉先生その他の方々が農地の所有には手をつけないで利用の方は集団営農で大規模化していかなければ日本の農業は存続できないだらうという意見があるわけです。このことは是否はともかくとして、とにかく所有の規模をこのままにしておいて何らかの方法で利用をむら単位ならむら単位で拡大していく。その際に必ずしも農地の賃貸借をしなくても、請負耕作でもいいと思うんです。けれども、とにかく大多数の農地の所有者であつても耕作しない、耕作するのはむらのうちの、かつてのむらのといった方がいいかも知れませんが、ごくわずかです。そういう社会を一体、むらというのかどうか。あるいは村落社会研究会の研究対象なのかどうか。もはやそうではなくなつてしまふのかどうかですね。この辺のところがよくわからないところがあります。

長谷川 いまの最後の宮崎先生の話と関連するのですが、たとえば高橋さんにしろ今村さんしろ、農政に画期をそれぞれ特徴づけられて分けられますけれども、高橋さんの例でいえば、「……と村落、……と村落」というような表現になつてゐるわけですね。次の研究会などで、そういう農政のいろいろな転換に対応して、それぞれの機能をうち出してきたむらというのは、一体どうなんだというところを取りあげていただければありがたい。

島崎先生の論理というのは、非常に明解できちんとするんだけれども、例えば高橋さんの分けている八つに区分されておりますけれども、かつて家連合で説明できるようなむらというのは、恐らく補助金農政と村落

ます。

(編集責任・事務局)

ぐらいまでは説明できるのか、地域農政の段階になつたらもう家連合としては説明できないぐらいになつていいのかということですね。島崎さんの言われる、自覚した農政のつくる地域団体というふうに、ほぼ移行したむらなのかというあたりを、農政と対応する裏側をとくに明善さんが言られた家の変化というところに視点をおいて歴期の変化の内容を検討していただけたらありがたいという希望です。

司会 それではもう大分時間が経つたので終りにさせていただきたいと思います。今日の研究会ではたくさんの問題が出され、整理することは大変だと思います。今村さんの報告のなかで、地域農地法の問題ということはほとんど触れられなかつたこと、また再編の問題等々を考えると、農協をぬきにしては論じられないのではないか。農政と村落といふけれども、どういうふうに位置づけていいらしいのかという点も皆さんのご意見を伺いながらつめていきたいと思います。

それから今村さんにもお伺いしたかったのですが、今村さんの立論として、日本の農政というものが、従来一つの集団を対象として展開されてきたのではないかという前提があつたと思うんです。しかしながら、一方において、農業の近代化資金等において個別の農民に対する利子補給であるとか、そういう形での補助金ということで、集団ではない個別経営に対する政策およびその補助が出てくる。そういう構造の中において、村落自身の集団に対するものではないものがどういう比率になりつつ、また農業構造を変えてくるのか。そういう意味で集団的なものを対象とするような農政、それらを時期的にも区分しながら整理してみないといけないのでないか、そういう点も宿題として残されたようだよ

どうも長時間ありがとうございました。